【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 福岡財務支局長

【会社名】 新日本製薬株式会社

【英訳名】 Shinnihonseiyaku Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 孝洋

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区大手門一丁目4番7号

【電話番号】 092-720-5800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 田上 和宏

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区大手門一丁目4番7号

【電話番号】 092-720-5800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 田上 和宏

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 740,380,000円

(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、令和2年11月13日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	270,000株	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり、単元株式数は100株で す。

- (注) 1. 令和2年11月24日(火)開催の取締役会決議によります。
 - 2.本募集とは別に、令和2年11月24日(火)開催の取締役会において、当社普通株式1,800,000株の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行うことを決議しております。また、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から270,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
 - 3.本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)であります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
 - 4.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	270,000株	740,380,000	370,190,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	270,000株	740,380,000	370,190,000

(注) 1.本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3.に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		7	みずほ証券株式会社	
割当株数			270,000株	
払込金額の総額			740,380,000円	
本店所在地		<u>t</u>	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	
割当予定先の	代表者の氏名		取締役社長 飯田 浩一	
内容 (令和 2 年 9 月30日現在)	資本金の額		1,251億円	
	事業の内容		金融商品取引業	
大株主		が持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予 定先の株式の数	-	
		割当予定先が保有している 当社の株式の数(令和2年 9月30日現在)	300株	
	取引関係		引受人の買取引受による売出しの主幹事会社	
	人的関係		-	
当該株券の保有に関する事項		項	-	

- 2.後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3.資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4.発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、令和2年11月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1 .	100株	令和 2 年12月22日(火)	該当事項はあ りません。	令和 2 年12月23日(水)

- (注) 1.発行価格(会社法上の払込金額。以下同じ。)については、令和2年12月2日(水)から令和2年12月8日(火)までの間のいずれかの日に引受人の買取引受による売出しにおいて決定される引受価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。
 - 2. 本件第三者割当増資においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
 - 4.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

場所	所在地
新日本製薬株式会社 本社	福岡県福岡市中央区大手門一丁目4番7号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 福岡支店	福岡県福岡市中央区天神一丁目13番 1 号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
740,380,000	15,000,000	725,380,000

- (注) 1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2.払込金額の総額は、令和2年11月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

差引手取概算額上限725,380,000円については、当社のヘルスケア新規事業に充当する予定であります。

これまで当社の主要事業はスキンケア商品をはじめとする化粧品でありましたが、近年の世界的な健康ブームやパーソナルヘルスケアへの関心の高まりを受けて、当社の第二の事業の柱としてヘルスケア事業を強化・拡大する方針であります。

具体的には、これまでのミドル世代以上をターゲットとした"健康維持"を重視した既存ヘルスケア事業に加え、アフターコロナの新時代に向けて個人の"自律したヘルスケア"を支える「スマートヘルスケア事業」を新たに開始しております。スマートヘルスケアは"未病・予防"を基本とした上での"美"の提供をコンセプトとしており、ミニマムライフ世代をターゲット顧客として、ECチャネルを中心に事業を展開しております。

当社は、ヘルスケア事業を令和7年9月期までに売上の30%を占める事業に成長・拡大させる計画であり、そのための、プランド開発、商品開発、顧客開発に今回調達する資金を投入する予定にしております。

スマートヘルスケア事業では、複数の新たなプランドを立ち上げる予定にしております。そのプランド開発費として、令和3年9月期に15百万円を充当する予定にしております。

スマートヘルスケア事業では、各ブランドにおいて、健康を基本とした上での"美"の実現をサポートする商品やサービスを順次展開していく予定にしております。そのための商品開発費用として、令和3年9月期に31百万円を充当する予定にしております。

スマートヘルスケア事業は、ECを中心として事業を展開していく予定であります。新たにお客様に商品やサービスを認知して頂くために、テレビやインターネット、雑誌などによる広告やPRを予定しており、広告制作費や媒体費などに調達資金を充当する予定です。これらの顧客開発費用として、令和3年9月期に336百万円、令和4年9月期に324百万円を充当する予定にしております。

その他、販売にかかるシステムの構築費や運用費用として、令和3年9月期に19百万円を充当する予定にしております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、令和2年11月24日(火)現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、令和2年12月15日(火)に株式会社東京証券取引所における市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、令和2年11月24日(火)開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式1,800,000株の売出し(引受人の買取引受による売出し)を行うことを決議しており、同日付で有価証券通知書を提出しております。また、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から270,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から令和2年12月18日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って 安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還 に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第31期(自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日) 令和元年12月23日福岡財務支局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第32期第1四半期(自 令和元年10月1日 至 令和元年12月31日)令和2年2月10日福岡財務支局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第32期第2四半期(自 令和2年1月1日 至 令和2年3月31日)令和2年5月14日福岡財務支局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第32期第3四半期(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)令和2年8月12日福岡財務支局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、令和2年11月24日までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年12月23日に福岡財務支局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、令和2年11月24日までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年12月23日に福岡財務支局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記6の臨時報告書の訂正報告書)を令和2年1月20日に福岡財務支局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、令和2年11月24日までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____罫を付しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は令和2年11月24日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

(1) 事業に係るリスク

消費者ニーズの変化

新規プランド及び商品の開発、育成並びにマーケティング活動の消費者ニーズへの適合状況は、当社の売上及び利益に大きな影響を及ぼします。当社では、消費者ニーズに応えるため、コールセンターに寄せられる顧客の声を広く収集する等して、消費者ニーズの変化に合わせて商品の改良を継続的に行っております。しかしながら、商品の開発はその性質上、様々な要因による不確実性が伴うため、当初意図した成果が得られない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

競合の激化

当社が属する化粧品市場においては、国内外問わず大小の競合企業が存在しており、また、商品の製造を請負うOEM企業等の存在により製造設備を持たずに事業展開が可能であることから、参入障壁が低く、新規参入事業者も出現しております。このような競争環境の下、当社は、消費者ニーズを踏まえ、商品の改良を行いブランドの価値の向上に努めるとともに、顧客データベースやデータベースマーケティングのノウハウを活用した顧客との関係性構築を行っております。

しかしながら、既存の競合他社との競争の激化や、同業他社の不祥事等による業界イメージの悪化、大規模な 資本や高い知名度・ブランド力のある企業等の新規参入、類似商品の販売等により、当社の顧客の流出やそれに 対処するための様々なコストが増加した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があ ります。

特定のブランド及び商品への依存

当社の主力商品であるパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズは、売上高の大半を占め、当社の主要商品となっております。当社は、リブランディング等により「PERFECT ONE」のブランド力や品質等の維持・向上に努めるとともに、同商品以外に取扱い商品を増やし、特定の商品への依存の低減を図っております。しかしながら、当該商品が品質不良等によりブランド価値が毀損され販売量が大きく低下した場合、また、同商品に次ぐ商品の開発が当初意図した成果が得られない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

商品の製造委託について

当社は、既存商品の製造を外部委託しており、当社と製造委託先との間で役割分担と責任を定めた書面を締結しております。

製造委託先における品質管理においては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律における製造販売業許可を取得し、品質管理基準(GQP)手順を定め運用しています。特に適正な製造管理及び品質管理の確保のため、製造委託先に定期的に実地で監査を行い、衛生管理、製造体制、製造記録のチェックを行うことで製品品質の維持、改善に努めています。

また、当社は委託先に対して計画的に発注を行うことや、委託先との良好な関係を保つことにより、商品を安定的に供給できるよう努めています。

当社はこのように製造委託先、製造再委託先の管理には万全を期すことによりリスクの低減を図っておりますが、万が一、商品の製造委託先もしくは製造再委託先との急な契約の解消や天災等による生産設備への被害など不測の事態が生じた際には、当社製品の円滑な供給に支障を来すことが考えられ、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

特定の製造委託先との取引について

当社は、主力商品のオールインワン美容液ジェルを含む化粧品の大部分において、製造を日本コルマー株式会社に委託しております。現状は、化粧品が当社販売数の多くを占めることから、仕入高としても日本コルマー株式会社の比率が全仕入高の3分の2程度と高く、重要な取引先となります。よって、当社は日本コルマー株式会社に対して厳正な製造管理及び品質管理を徹底することに加え、製造を関西地方、中国地方等の複数の工場に分散することでリスクを軽減するよう努めています。しかしながら、万が一、急な契約解消や天災等による生産設備への被害など不測の事態が生じた際には、当社商品の円滑な供給に支障を来すことが考えられ、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

商品に使用する商標権及び特許権につきましては、事前の調査で類似のものがないことを確認して出願しております。しかし、この出願の調査や当社における出願決定に期間を要した場合、他社が先に商標登録、特許登録する可能性があり、その場合は商品を該当の商標にて販売できなくなるといった事態が生じる可能性があります。

在庫の滞留又は欠品

当社は、在庫の保有状況をモニタリングしながら発注数量の調整を毎月実施し、滞留が予測される商品について販売施策を追加で立案することで在庫リスクの最小化を図っております。しかしながら、需要動向を見誤ったことによる欠品、ないし滞留在庫が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等

イ 特定商取引に関する法律

本法は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう)の公正化を図ることで、消費者の保護を目的とするものであり、クーリング・オフ等の規制を定めております。当社は商品を販売するに当たり、通信販売を主要な販売経路としており、本法による規制を受けるものであります。

当社は、商品薬事管理課において、本法及び施行令に基づき厳正にチェックを行っておりますが、何らかの原因により本法に違反する行為が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

ロ 不当景品類及び不当表示防止法

本法は、消費者の利益を保護するため、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽ったり、消費者に誤認されたりする表示を行うことを規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額、総額を制限するものであります。

当社は、販売促進活動の一環として「広告」による宣伝を積極的に行っており、また営業戦略の一環として、お客さまに対し、本法の景品類に該当する販促品、商品等をご提供しておりますので、本法の規制を受けるものであります。

当社は、商品薬事管理課において、日本化粧品公正取引協議会が作成した公正競争規約に基づき厳正にチェックを行っておりますが、何らかの原因により本法に違反する行為が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

ハ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

化粧品、医薬部外品及び医薬品を国内にて製造販売するためには、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に基づく、製造販売の許可を取得する必要があります。当社は、当該許可が求める基準を遵守するために三役責任者の設置、品質管理の基準(GQP)、製造販売後安全管理の基準(GVP)を満たした活動を行うとともに、法令の定めに基づき5年毎の更新その他必要な手続きを行っております。

しかしながら、薬機法第12条の2(取消事由)等に抵触し、業務の一部もしくは全部の停止が命ぜられ、又は、製造販売に係る許可が取り消された場合、もしくは、将来において更なる規制強化されその対応が困難となる場合には事業における許可の取消等の事業制約要因となる可能性があり、これらの可能性が顕在化した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

[主要な許可の取得状況(令和元年12月23日現在)]

許可名称	監督官庁	取得年月日	有効期限
第二種医薬品製造販売業許可	福岡県知事	平成28年 9 月 1 日	令和3年8月31日
医薬部外品製造販売業許可	福岡県知事	平成28年 9 月 1 日	令和3年8月31日
化粧品製造販売業許可	福岡県知事	平成28年 9 月 1 日	令和3年8月31日
店舗販売業許可	福岡市中央保健所	平成28年7月1日	令和4年6月30日
店舗販売業許可	福岡市博多保健所	平成27年4月1日	令和3年3月31日
医薬品販売業許可	福岡県知事	平成29年10月 1 日	令和 5 年 9 月30日

なお、上記許可について、令和元年11月末日現在において、事業の停止、許可取り消し及び事業廃止事由に 該当する事実は有りません。

ニ その他

当社は国内外で様々な商品を取り扱っているため、関連する法令・規制は上記以外にも多岐にわたります。 具体的には、会社法、税法、知的財産法、下請法、食品表示法、健康増進法、食品衛生法、個人情報保護法、 さらには海外事業に係る当該国の各種法令・規制等となります。当社では法令遵守は極めて重要な企業の責務 と認識のうえ、規程の制定、コンプライアンス委員会の開催、研修の実施等の対策を行い、法令遵守の徹底を 図っております。しかしながら、個人的な不正行為等を含めコンプライアンスに関するリスク並びに社会的な 信用やブランド価値が毀損されるリスクを回避できず、当該リスクが顕在化した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報の管理

現在、当社の主力の販売形態は通信販売であるため、多数の個人情報を保有しております。これら当社が知り得た顧客情報等については、コールセンター、店舗、ホームページサービス利用の顧客の個人情報を格納する各サーバーに厳格なアクセス制限を設けており、関係者以外はアクセスできないようにしております。また、アクセス可能な関係者においても、外部に情報を持ち出すことができないよう多重のセキュリティ対策を実施しております。さらに、個人情報保護法の施行に対応して、社内規程の整備、社員教育の徹底等を行なうとともに、「プライバシーマーク(JISQ15001)」の認証取得や外部機関による情報セキュリティに係る監査を受けております。

しかしながら、何らかの原因により万が一これらの情報が流出した場合には、当社に対する損害賠償請求の提起、信用失墜等が生じることにより、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

原材料価格の高騰

当社商品の製造に不可欠な原材料等は、製造委託先が統括管理のもと調達しております。製造委託先は、調達 先を分散するとともに、調達先と良好な関係を保ち、常に適正な価格で必要量を調達できるように努めておりま す。しかし、原油等素材価格の動向により、主要原材料の価格が高騰した場合は、当社の製造委託先からの商品 仕入価格も上昇する可能性があり、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

配送コストの高騰

当社は、商品販売に際し運送会社に商品配送業務を委託しており、一定金額以上購入のお客さまに無料配送サービスを提供しております。現在は複数の配送会社の使い分け等により委託価格の安定化を図っておりますが、今後配送コストが高騰した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

人財確保と人件費の高騰

当社は、継続的な事業発展のため、全国各地において様々な媒体、手法により新卒、中途の採用を積極的に行って人財確保に努めております。しかしながら、国内における少子高齢化に伴う労働人口の減少や産業構造の変化を背景に、必要な人財を継続的に確保するための競争は厳しくなっております。また、人財確保のための採用費及び人件費が高騰しております。今後の競争激化により、必要な人財の確保が計画通りに進まなかった場合、あるいは、人件費が高騰し続けた場合、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

海外における販売

当社は、台湾や中国、香港、タイ、シンガポール、ベトナムにおいて、海外代理店を通じて商品を販売しております。海外での事業活動において、予期し得ない経済的・政治的・社会的な突発事態の発生、テロ・戦争・内乱の勃発、伝染病の流行等による社会的・経済的混乱、自然災害、異常気象や天候不順等が、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

出店のリスク

当社は、百貨店やショッピングセンター内の出店を行っております。店舗別採算を確保した上で、成功事例を 横展開しながら、店舗数を増加していくとともに、リスクの低減を図っております。しかしながら、当社が計画 している出店時期に出店条件に合致した物件を確保できない場合、あるいは出店後の店舗の採算が計画通りに推 移しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

消費者とのトラブル及び風評

当社は、消費者が期待する効能効果が体感できなかった場合や健康被害等が発生した場合に、消費者とのトラブルが生じる可能性があります。当社は、効能効果に係るエビデンスを取得し、効果を実感いただける商品を消費者に提供することに注力をしております。しかしながら、このようなトラブルの影響がマスコミ報道やインターネット上の書き込み等により発生ないし流布し、当社の商品イメージが低下する等の事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。また当社の商品に直接関係がない場合であっても、他社の模倣品等によるトラブルや風評等により当社の商品のイメージが低下する等の事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

天災や突発的事象

当社のコールセンター、物流センター、事務所等、事業活動に必要な機能については、自社だけでなく外部パートナーと協業することにより、拠点を分散して事業継続性を高めています。しかしながら、分散しているものの、何れかの拠点が所在する地域に地震等の天災あるいは火災や爆発事故等が発生した場合には、顧客とのコミュニケーションや商品の販売等の機能に支障が出る恐れがあり、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、同じく当社の拠点が所在する地域に地震等の天災あるいは火災が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

感染症

新型コロナウイルス感染症<u>の</u>世界的な感染拡大、国内の感染拡大に伴い、消費者の購買行動の変化や購買意欲の減退がみられます。新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、店舗の営業時間の短縮や臨時休業の実施、外出自粛等による来店客数の減少により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、国外企業との取引の停滞やサプライチェーンへの影響等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性がありますので、今後の状況を注視してまいります。

(2) その他のリスク

支配株主との関係について

令和元年9月30日時点、当社の支配株主(第1位の大株主)である山田英二郎氏は、当社の創業者であり、元代表取締役であります。当社の支配株主(第2位の大株主)である山田恵美氏は、当社の元代表取締役であり、山田英二郎氏の配偶者であります。山田英二郎氏と山田恵美氏で直接所有分と合算対象分を含めて当社株式の56.54%を保有しており、今後も中長期的に保有する方針ですが、今後の株価の推移等によっては短期で売却し、なおかつ、市場で当該株式の売却が行われた場合や売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。さらに、市場での売却ではなく特定の相手先へ譲渡を行った場合には、当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社の経営戦略等に影響を与える可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

新日本製薬株式会社 本社

(福岡県福岡市中央区大手門一丁目4番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。